令和９年度　いじめ対策スクールソーシャルワーカー
（会計年度任用職員）募集要項

１　募集人数

１名

２　業務内容

- いじめ事案に関する事実関係の整理と分析
- いじめの「重大事態」の調査に関する連絡調整
- いじめ等の被害児童生徒及びその保護者の支援に向けた連絡調整
- その他付随する業務

３　応募資格

次の(1)～(4)のすべての応募資格を満たす方がこの試験を受けることができます。

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

(1)　a～c のいずれかの要件を満たす方

a　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方

b　社会福祉主事任用資格又は社会福祉士受験資格を有する方

c　児童福祉司としての実務経験を有する方

(2)　臨床心理士又は公認心理師の資格を有する方

(3)　地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない方

【地方公務員法第 16 条(抜粋)】

(欠格条項)

１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4)　令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第２条第８項の特定性犯罪事実該当者に該当しない方

※次の特記事項を確認すること。申立書を記載する前に、大阪市ホームページの「こども性暴力防止法について（教育委員会）」を確認し、必要な研修「こども性暴力防止法に関する研修動画（標準動画・従事者向け）」を受講しておくこと。

※「こども性暴力防止法について（教育委員会）」

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000689804.html

特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、（令和８年 12 月 25 日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている。 ・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定としている。 ・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定している。 ・なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合、採用の取り消しを行うこととする。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照

４　任用期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）

５　勤務条件等

※以下は募集開始時点の内容であり、報酬等を含め変更される場合があります。

(1)　勤務時間・日数

①　勤務時間

午前 10 時から午後４時 45 分まで（うち休憩時間 45 分）

②　勤務日数

週４日（24 時間）、週５日（30 時間）のいずれか

(2)　休日

・　土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日までの期間）

・　月曜日から金曜日までのうち勤務日以外（週４日勤務の場合）

(3)　勤務場所

大阪市教育委員会事務局総務部総務課　大阪市役所３階

（大阪市北区中之島１丁目３番 20 号）

(4)　報酬等

勤務日数	報酬（月額） ※地域手当込み	期末勤勉手当 ※６月、12 月に支給
週５日 30 時間	415,512 円	１回あたり　2.325 月※注１
週４日 24 時間	332,456 円	

※注１…１年目の６月に支給される期末勤勉手当は目安として 1.2 月分になります。

(5)　休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

①　年次休暇

勤務時間・日数	付与日数	付与期間
週５日 30 時間	12 日	令和９年４月１日から 令和 10 年３月 31 日まで
週４日 24 時間	10 日	

②　特別休暇等

【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、子の看護等休暇（注）、短期介護休暇（注）等（注：別途取得要件あり）

【無給】妊娠障害休暇、生理休暇

その他育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）

(6)　社会保険

週５日 30 時間 週４日 24 時間	健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7)　服務

- 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8)　その他

応募資格がないこと、又は申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることなどが認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

６　選考方法

(1)　小論文審査

次のテーマについて 800 字程度の小論文を作成し、応募の際に採用申込書とともに提出してください。

【テーマ】　いじめ重大事態調査の第三者委員会事務局職員として、学校・教職員・いじめ事案の当事者と調査に関する連絡調整等を行う業務に従事する際、大阪市いじめ対策基本方針をふまえ、連絡調整業務を円滑に進めるにあたっての留意事項や守秘義務に関する配慮など、適切な関わり方についてご自身の考えを述べてください。

(2)　面接（小論文審査の合格者が対象です）

①　日時　令和８年 12 月 17 日（木曜日）又は令和８年 12 月 18 日（金曜日）の予定

②　場所　大阪市役所　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号（予定）

※　日時や場所等の詳細については、小論文審査合格者あてに連絡します。

※　原則として面接日時等の変更には応じられません。

(3)　選考結果

- 選考結果については、受験者全員に対し本人あて通知します。
- 小論文審査の結果は令和８年 12 月９日（水曜日）頃に本人宛発送する予定です。
- 面接の結果は面接終了後１週間を目途に通知する予定です。
- 選考の結果、不採用となった受験者の中から登録合格者として指名する場合があります。採用を予定していた合格者が採用を辞退した場合のほか、採用後の任用期間中に退職した場合などにおいて、登録合格者の中から補充採用を行うことがあります。登録合格者には、その旨を面接の結果とともに通知しますが、**登録合格者の採用を保証するものではありません。**なお、登録合格の有効期間については、令和 10 年２月 29 日までとします。

７　応募方法

次の「(1)提出書類　①～⑥」に関する書類を角形２号封筒（封筒の表面に「総務課会計年度任用職員　採用申込書　在中」と朱書き）に入れ、送付又は持参してください。

なお、送付中の事故等については責任を負いませんので、郵便等の場合は、簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）など、必ず配達の確認が可能な方法を利用してください。また、料金不足の場合は受け付けません。

(1)　提出書類

①　大阪市教育委員会会計年度任用職員採用申込書　１通

※所定の様式に必要事項を印字又は記入の上、過去３か月以内に撮影した上半身（正面、脱帽）の写真を貼付してください。

※採用申込書は、「大阪市ホームページ」からダウンロードできます。

※両面印刷をしてください。

②　「３　応募資格(1)のいずれか」を有していることが証明できる書類（登録証の写

し等）　１通

③　「３　応募資格(2)のいずれか」を有していることが証明できる書類（登録証の写し等）　１通

④　「６　選考方法(1)」の小論文　１通

⑤　申し立て書　１通

※申し立て書は、「大阪市ホームページ」からダウンロードできます。

⑥　結果通知の返信用として長形３号封筒（宛先記入・110 円切手貼付）　１通

(2)　申込期限

送付の場合：令和８年 12 月３日（木曜日）必着

持参の場合：令和８年 12 月３日（木曜日）午後５時 30 分まで

(3)　申込先

〒530－8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号　大阪市役所３階

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（連絡調整グループ）

※　Osaka Metro 御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車　北へ約 100m

８　その他

- 提出書類等により収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- 提出書類に不備がある場合は正式に受付することができませんので、返信用封筒を用いて返送する場合がありますが、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。
- 合格後、受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- 提出された書類等は、受付後返却しません。
- 本採用は、令和９年度予算の発行をもって有効とします。

９　問合せ先

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（連絡調整グループ）

電話番号　06-6208-9108

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【遵守すべき事項の例】

- 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと